

令和2年5月11日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和2年5月11日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番		5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番		14番	山村 珠美		

4、欠席委員：4番 檜木野繁英 13番 吉良山 友二

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積
計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 後 藤 一 寛
係長 津 留 大 輔
係 丸 山 響

事務局長 それでは、お待たせをいたしました。天気がようございまして、皆さんにはそわそわされるぐらいあるんじゃないかと思いますが、ただ今から第2回の農業委員会の総会を始めさせていただきたいと思いをします。

農業委員会の会議規則の第6条で過半数の出席ということになっております。当然、出席が定足数に達しておりますので成立することを報告いたしまして、第4条の規定によりまず議長を会長に御挨拶を兼ねてお願いしたいと思いをします。

議 長 こんにちは。

田植えや、牧草の刈取りの最盛期でお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

未だに収束の兆しも見えないコロナですが、この環境で生活にも少し、少しどころか相当疲れたなという感じがしておりますが、諦める訳にもいきませんので、皆、頑張っておるところでございますが、このような環境で会議が1日でも早くしなくてもよくなることを願いながら、本日も総会をこの場で開くことになっております。

社会の情勢がこういう状況でございますので、本日も審議には真剣に取り組んでいただきますが、できるだけスピードを上げて進めてまいりたいと思いをしますので、御協力のほど、よろしく願いをします。お疲れ様です。

それでは、ただ今から議事に入りたいと思いをします。

「議第5号」

事務局 議第5号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和2年5月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。議事録署名委員ですが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 一任します。

議 長 はい。一任というお声がございますので、本日は3番委員と、今4番委員が欠席でございますので、5番委員さんをお願いをいたします。

続きまして、「報告第3号」

こちらは事務局のほうから報告をしていただきます。

事務局 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年5月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議案書の4ページと5ページにわたりまして、今月は6件の相続による届け出が出されておりますので御報告いたします。

まず、番号1です。補足資料が2ページになります。5筆の相続案件でございます。

続きまして、番号2です。4筆の相続となっております。補足資料3ページとなっております。

番号3、5筆の相続案件となっております。補足資料は4ページと5ページの2つになります。相続を受けられる方が2名おられまして、2分の1ずつの持ち分となっております。

続きまして、番号の4です。4ページと5ページにわたっています。7筆の相続となっております。補足資料の6ページと7ページにわたっております。

続きまして、番号の5です。4筆の相続となっております。補足資料の8ページになります。

最後、番号6です。5筆の相続です。補足資料の9ページになります。

以上、6件の御報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

今、6件の報告がございましたけれども、何か御意見ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第6号」

事務局 議第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年5月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。この案件につきましては、担当地区の10番委員さんより説明方、よろしく願いいたします。

10番委員 こんにちは。

議第6号、農地法第3条審議資料は7の1のとおりです。補足資料につきましては、10、11ページをお開きください。

以上、お願いいたします。よろしく願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。

所有権の移転の案件でございます。何か御意見等ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。意見がないというようなことでございますので、このように決定をいたします。

続きまして、「議第7号」

事務局	議第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和2年5月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議長	はい。議第7号の議案につきましては、3番委員の担当でございます。説明をよろしくお願いいたします。
3番委員	こんにちは。 9ページを御覧ください。 議第7号、農地法第4条審議資料。 番号1、転用理由としては、農地として利用する農家もなく、害獣もひどいため、山林に転用するという事です。 よろしく御審議をお願いします。 すみません。補足資料は13、14、15ページになります。
議長	はい。ありがとうございます。 転用の案件でございますが、何か御意見ございませんか。
(複数委員)	ありません。
議長	事務局のほうからは何かありませんか。
事務局	事務局からです。 この案件は、4条転用で、転用の条件は満たしておりますことを申し添えます。
議長	はい。ありがとうございます。 条件は満たしておるといようなことでございますが、何かありますか。
(複数委員)	ありません。
議長	はい。ないということでございますので、このように決定をいたします。
事務局	続きまして、「 議第8号 」 議第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和2年5月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議長	この案件につきましては、番号1は1番委員さんに御説明をお願いいたします。
1番委員	こんにちは。 議第8号、農地法第5条審議資料。 番号1は、11ページのとおりです。補足資料は、17、18ページとなっております。転用理由として、現在、実家に住んでいるが、子どもが小学校に入学するにあたり手狭となったため、申請地の贈与を受けて居宅を建築するという事です。

	審議をお願いします。
議 長	はい。今説明があったとおりでございますけれども、住宅を建築したいというようなことでございますが、いかがでしょうか。
事 務 局	事務局から補足で、ここは高森駅の裏手になりまして、駅からの距離が300m以内ということで、そういった条件で、こちらも転用の条件を満たしております。また、農振区域も外でございますことを、申し添えます。
議 長	はい。今、事務局から説明があったとおりで、条件はクリアをしているというようなことでございます。いかがでしょうか。ありませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。そういうことで、1番につきましては、このように決定をいたします。 続きまして、番号2番と3番は、3番委員さんの担当でございますので、2番、3番、それぞれ別々に説明をしていただきたいと思います。
3番委員	3番、首藤です。 議第8号、農地法第5条審議資料。 2番を御覧ください。転用理由としては、周囲を山林に囲まれた土地であり、鳥獣害も多く、耕作に不向きであるため、植林を行いたいということです。 同じく、3番ですね。これも転用理由としては、周囲を山林に囲まれた土地であり、鳥獣害も多く、耕作に不向きであり、植林を行いたいという理由であります。 よろしくをお願いします。 言い忘れてましたが、2番に関しては、補足資料が19ページ、20ページです。3番は、21ページ、22ページになっております。よろしくをお願いします。
議 長	はい。ありがとうございました。 これにつきましては、事務局が現地確認をしておるということでございますので、現況の報告をしていただきたいと思います。
事 務 局	この2番と3番の案件ですが、植林ということで、現地のほうを確認したところ、既に苗木が植林されておりましたので、申請者のほうに伝えまして、始末書を提出していただいております。転用については、条件は満たしておりますことを申し添えます。
議 長	そういった状況だそうでございますが、いかがでしょうか。何もありませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。御意見はないということでございますので、これは2、3

とも一緒に決定ということでしょうか。では、2番、3番は、このように決定をいたします。

続きまして、番号4ですが、担当の7番委員さんに説明をお願いいたします。

7番委員 よろしくお願ひします。

議第8号、農地法第5条審議資料。

番号4番、12ページを御覧ください。転用理由といたしまして、隣接地の太陽光発電建設工事に伴い、敷地内にて大型車両の展開、作業員の車両駐車、資材置き場とするため。補足資料は、23、24ページです。

以上です。よろしくお願ひします。

議長 はい。ありがとうございます。

現場は、私も時々通りますが、太陽光発電をするための整地が今どんどん進んでおるところでございます。今回の申請地については、私は存じ上げておりませんが、事務局が確認に行っていますので、状況を説明していただきたいと思ひます。

事務局 はい。事務局です。

この案件につきましては、現地を確認しまして、この転用の理由としては太陽光発電の工事のために必要な機材、太陽光パネルや作業員の方の車両駐車、露天資材置き場とするための一時的な転用という申請内容になっています。太陽光発電の設備を、工事を行っている期間のみ、9カ月間の一時転用という申請で上がっております。工事後には、また原状回復、一時転用ですので現状に回復するという計画が出されております。

隣接する山林に太陽光発電施設を建設するというところで、そちらの太陽光工事自体は農地ではないので、農業委員会の許可などは出ていませんが、今回の件は農地を利用して一時的にそういう作業スペース、作業のための置き場としたいということで申請が上がっています。

登記が畑ではありますが、現況、作物を植え付けているような状況はなく、少し荒れてきているような状況ではございました。

以上、補足を終わります。

議長 はい。ありがとうございます。

条件が、9カ月間の一時転用と、元に戻すという条件が付いての申請でございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。いいということでございますので、このように決定をいたしたいと思ひます。また、9カ月間という限定、それが切つてございますので、またそれを過ぎた場合には、また確認とか必要なとこ

ろが出てくるかと思いますが、今回はこれで決定をいたします。

続きまして、「議第9号」

事務局 議第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年5月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 これにつきましては、事務局のほうから説明をしていただきます。

事務局 はい。事務局です。

議案、14ページを御覧ください。

議第9号、農用地利用集積計画審議資料です。

番号1のとおり、1筆の畑を、令和2年6月1日から令和6年5月31日までの、これは利用権設定となっています。作物は飼料作物です。補足資料が25ページから27ページとなっております。現況、牧草が植わっている農地となっていました。

御審議をよろしくお願いします。

議長 はい。これは役場から見えるところあたりかなと思っておりますけれども、個人から法人のほうへという形のようにございますが、意見はございませんか。

(複数委員) はい。

議長 はい。これでいいということでございますので、このように決定をいたします。

当初、冒頭に私がスピードを上げてどんどんと、と言いましたけれども、確かに皆さん御協力いただきまして、スムーズに議案を消化することができました。ありがとうございました。

これから事務局から色々ございますので、総会はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。(録音終了)